

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年6月23日 |
| 【会社名】 | オリックス株式会社 |
| 【英訳名】 | ORIX CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役 高橋 英丈 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル南館内 |
| 【電話番号】 | 03(3435)3000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | グループ経理統括部長 林 蓮花 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル南館内 |
| 【電話番号】 | 03(3435)3000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | グループ経理統括部長 林 蓮花 |
| 【縦覧に供する場所】 | オリックス株式会社 大阪本社 (大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

海外市場（アメリカ合衆国）

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 -円

発行諸費用概算額 1,500,000円

差引手取額 -円

注1：役務提供の対価として、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、対象となる株式を交付することを予定しているため、金銭による払込みはありません。

2：発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3：発行諸費用の概算額の内訳は、臨時報告書作成費用、外部弁護士費用等であります。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

株式の発行又は処分は、本制度に基づき対象者の役務提供の対価として、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、対象となる株式を交付する方法により行われることを予定しており、金銭による払込みはありません。

(7) 新規発行年月日又は処分年月日

本ユニット については2028年7月又は8月、本ユニット については2029年7月又は8月

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(9) 当該有価証券に付される金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限の内容

該当事項はありません。

(10) 当該株券を取得しようとする者の氏名及び住所

取得者は日本国外に所在する当社の執行役1名です。

(11) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

取得者は日本国外に所在する当社の執行役です。

(12) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(13) その他の事項

当社の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 1,124,106,624株

資本金の額 221,111百万円

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項

(1) 銘柄（募集株式の種類）

オリックス株式会社 普通株式

(2) 割当株式の内容

発行数（募集株式の数）

(i) 本ユニット 35,200株

(ii) 本ユニット 53,000株

合計：88,200株

注：発行数は、本制度に基づく業績目標の達成度合いが最も高い場合（発行数が最も多くなる場合）を想定した

数としています。

発行価格及び資本組入額

(i) 発行価格（募集株式の払込金額） 6,485円

注：発行価格は、本付与決議の日の前営業日（2026年6月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

注：本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。なお、諸般の事情により、新株式の発行による場合は、会社計算規則第42条の3第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

発行価額の総額及び資本組入額の総額

(i) 発行価額の総額 571,977,000円

注：発行価額の総額は、発行数が最も多くなる場合を想定した株式数に本付与決議の前営業日（2026年6月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額としています。

(ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。なお、諸般の事情により、新株式の発行による場合は、資本組入額の総額は、上記（ii）の資本組入額に発行数を乗じた金額となります。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 割当株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

本ユニット

当社の執行役 4名 35,200株

本ユニット

当社の執行役 4名 53,000株

注：発行数は、本制度に基づく業績目標の達成度合いが最も高い場合（発行数が最も多くなる場合）を想定した数としています。

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との関係

該当事項はありません。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度は、当社の執行役のうち報酬委員会において決定した者（以下「対象執行役」といいます。）に対し、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績の数値目標を定めて、パフォーマンス・シェア・ユニットを付与した上で、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与する業績連動型株式報酬制度です。

本ユニットに係る評価期間は、2026年4月1日から2028年3月31日までであり、本ユニットに係る評価期間は、2026年4月1日から2029年3月31日までです。なお、当社の普通株式の交付のための自己株式処分は、当社から対象執行役に対し、各対象執行役の報酬等として、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、当社の普通株式を交付する方法により行います。

最終交付株式数の決定方法

本ユニット及び本ユニットに係る最終交付株式数は、以下の計算式により算出されます。

< 算定式 >

最終交付株式数

$$= [(A) \text{ 基準交付株式数} \times \{ (B) \text{ 連結ROE支給率} \times \text{評価ウェイト} (70\%) + (C) \text{ 相対TSR支給率} \times \text{評価ウェイト} (30\%) \} \times (D) \text{ 在任期間比率}] \times (50/100)$$

- (A) 「基準交付株式数」は、別途報酬委員会で定めます。
- (B) 「連結ROE支給率」は、連結ROE指標の達成度により算定するものとし、連結ROE指標は、ユニット付与通知書において当社が設定した目標値とします。
- (C) 「相対TSR支給率」は、TOPIX（配当込み）の成長率に対する当社のTSR（株主総利回り）の値に基づき算定するものとし、
- (D) 「在任期間比率」は、役務提供期間（評価期間開始後最初に開催される定時株主総会の日から評価期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの期間をいいます。）における在任月数を36（評価期間が3年間以外の期間である場合には、当該期間に相当する月数）で除したものとします。

権利喪失事由

対象執行役について、当社株式の交付及び金銭の支給を受けるまでに、報酬委員会で定める一定の非違行為その他当社株式の交付又は支給が適当でない事由として当社の報酬委員会で定める事由に該当したときは、当社株式の交付及び金銭の支給を受ける権利を取得せず、かつ取得済みの権利を喪失します。なお、当社株式の交付前に、対象執行役が死亡した場合その他当社報酬委員会が相当と認める場合には、当社株式に代えて、当社の報酬委員会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

組織再編等における取扱い

当社株式の交付時より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の株式に代えて、当社の報酬委員会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

クロ バックポリシーの適用

本制度に基づく報酬には、当社の「報酬クローバックポリシー」が適用されるものとします。同ポリシーに基づき、財務報告要件の重大な違反に起因する財務諸表修正再表示が求められる場合、誤った財務諸表に基づき対象執行役が本来の株式数及び支給額より過大に受領した業績連動型株式報酬の回収ができることといたします。

- (6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法
評価期間中（本ユニット については2028年3月31日までの間、本ユニット については2029年3月31日までの間）に本ユニットに基づき株式が交付されることはありませんので、当社の2027年3月期（2026年4月1日～2027年3月31日）に係る半期報告書の提出前に本ユニットに基づき株式が交付されることはありません。
- (7) 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上